

公益財団法人 日本極地研究振興会

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本極地研究振興会（以下「振興会」という。）の諸事業にて支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。ただし、個別の要項、規程で定める場合、および共催組織や相手組織の規程等により基準額が定まる場合は本規程の限りではない。

(謝金対象者)

第2条 この規程により謝金を支給する対象者は、次の各号に規定する者とする。

- (1) 外部対象者：振興会の事業を執行するために外部に依頼する講師
- (2) 内部対象者：振興会の事業を執行するために内部に依頼する振興会の評議員・役員

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講演会、講習会、教室等の実施の対価
- (2) 会誌、教材等への原稿執筆およびデジタルコンテンツ制作の対価
- (3) 画像、映像資料等の提供への対価
- (4) その他

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表の謝金単価基準表に定める額を基準とする。

なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合、依頼内容、依頼先の知名度を考慮し、この基準により難しい場合の謝金額は理事長と事務局長とが協議の上決定し、理事会に報告する。

(領収書の收受)

第5条 謝金を支払った場合には、振興会は謝金の支払先から所定の領収書を收受しなければならない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第6条 謝金の支払いに際して、振興会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は理事会にて行う。

附則

この規程は2020年12月7日から施行する。

別表 謝金単価基準表

対象者	基準額 (単位：円)	支給単位	備考
講演会、講習会、教室等の 講師	15,000	1回(90分)	旅費(実費)は別途支給
講演会等のコーディネーター	8,000	半日当り	旅費(実費)は別途支給
原稿・教材執筆者	5,000	刷上り1ページ	A4判印刷1ページ当り
デジタルコンテンツ制作者	2,000	1時間	旅費(実費)を支給
画像資料提供者	3,000～30,000	1点	使用サイズ・解像度を考慮
映像資料提供者	3,000～20,000	1カット(10秒)	使用サイズ・解像度・使用 期間を考慮
イベント等における物品販売等 でのワーキング作業参加者	8,000	1日(8時間)	旅費(実費)を支給
個別専門的な研究・技術等に 関する専門的知識の供与者	20,000	1時間	旅費(実費)を支給